

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	亀 岡 市

亀岡市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 亀岡市産業観光部農林振興課
所 在 地 亀岡市安町野々神 8 番地
電 話 番 号 0 7 7 1－2 5－5 0 9 4（直通）
F A X 番 号 0 7 7 1－2 5－4 4 0 0
メールアドレス keizai-soumu@city.kameoka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・アライグマ・ヌートリア・カラス ・ニホンザル・ツキノワグマ・ハクビシン
計画期間	令和８年度～令和１０年度
対象地域	亀岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和６年）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ イノシシ アライグマ ヌートリア カラス ニホンザル ハクビシン	水 稻	被害面積 11.74ha
		被害金額 12,756 千円
	野菜類	被害面積 3.7ha
		被害金額 10,676 千円
	その他	被害面積 3.48ha
		被害金額 3,551 千円

(2) 被害の傾向

鳥獣被害全体では平成２７年から増加傾向。 シカ・イノシシによる被害は市内全域において生じており、亀岡市西部地域（本梅町、宮前町、東本梅町）、南部地域（東別院町、西別院町）及び川東地域（馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町）で、依然として被害が続いている。 また、亀岡地区の市街地についてもシカによる被害が出ている。 アライグマは市内全域において農作物被害、文化財の損壊等の被害が生じている。 ヌートリアは曾我部町、川東地域を中心に市内全域において被害が生じている。 カラスは川東地域（馬路町、旭町、千歳町、河原林町）で約３０年前より、水稲、野菜類の被害が発生している。 ニホンザルは西部地域（宮前町、東本梅町）、篠町で被害が発生している。 ハクビシンは春から夏にかけて、野菜類の被害が発生している。 ツキノワグマは、住宅周辺で目撃情報や痕跡情報も多く寄せられるなど、農林水産業被害として数値に現れないような人身被害も懸念され、市民に心理的影響を及ぼしている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年）	目標値（令和10年度）
被害金額	26,983千円	18,888千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 亀岡猟友会への有害鳥獣捕獲委託契約 ・ 府・国補助事業を活用した有害鳥獣の捕獲 ・ 広域捕獲の実施 ・ 狩猟免許取得経費支援 ・ 特定外来生物防除実施計画の策定	・ 猟友会員の高齢化、担い手不足 ・ 府との連携の強化 ・ 特定外来生物の捕獲体制の充実 ・ 広域的な捕獲の必要性 ・ ツキノワグマが出没した際の適応化 ・ 高齢化に伴う狩猟者及び入山者の減少
防護柵の設置等に関する取組	・ 府・国補助事業を活用した地元農家組合による防護柵の設置 ・ 2戸以下の認定農業者等に対し、市単独事業の活用による防護柵の設置	・ 広域的な防除の必要性 ・ 既設柵の維持管理、強化
生息環境管理その他の取組	・ ドローン及び動物駆逐用煙火を用いた追い払い ・ 府・市担当職員で構成する南丹地域野生鳥獣被害対策チームが被害の多い地域等に対し、集落点検、維持管理を指導	・ 南丹地域野生鳥獣被害対策チームの知識向上

(5) 今後の取組方針

従来講じてきた上記被害対策を継続し、有害鳥獣の捕獲及び防護柵等の設置及び継続した維持管理による防除を実施する。

人里で出没が懸念されるツキノワグマに対して被害防除、誤捕獲時の放獣または捕殺の検討、市街地出没時の緊急銃猟の実施を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・ 亀岡猟友会への捕獲委託契約 亀岡捕獲班：亀岡地区 西部捕獲班：本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川町 南部捕獲班：東別院町、西別院町、曾我部町、吉川町、蒔田野町 川東捕獲班：馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町 東部捕獲班：篠町 その他、被害地域により捕獲組織を結成し対応する。 ・ ツキノワグマの緊急銃猟及び有害捕獲等の捕殺対応時は関係機関と連携し対応

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ニホンジカ イノシシ カラス	・ 狩猟免許取得経費支援
令和8年度～ 令和10年度	アライグマ ヌートリア	・ 自治会単位での捕獲の取組 ・ 地域住民へ捕獲檻の貸し出し
令和8年度～ 令和10年度	ニホンザル	・ 受信機による群れの捕捉 ・ 大型捕獲檻による一斉捕獲
令和8年度～ 令和10年度	ツキノワグマ	・ クマの出没や被害の状況、地域の要望等 に応じて京都府所有の捕獲檻設置を検討
令和8年度～ 令和10年度	ハクビシン	・ 出没が確認された箇所でのわな設置

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
京都府策定の第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、亀岡市有害鳥獣対策協議会により承認された計画捕獲等及び地元からの要請による突発捕獲により捕獲計画数を決定。 なお、捕獲計画数は、被害金額が減少していることから前計画と同様の数値とする。 アライグマ、ヌートリアについては特定外来生物防除実施計画に基づき捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
ニホンジカ	４００頭	４００頭	４００頭
イノシシ	１４０頭	１４０頭	１４０頭
アライグマ・ヌートリア	１００頭	１００頭	１００頭
カラス	３００羽	３００羽	３００羽
ニホンザル	２５頭	２５頭	２５頭
ツキノワグマ	１頭	１頭	１頭
ハクビシン	１００頭	１００頭	１００頭

捕獲等の取組内容
※シカ・イノシシ・カラス・ニホンザル 亀岡猟友会へ捕獲委託 ・銃器による捕獲 年２回（４、５月） ・網・わなによる捕獲 年３回（６、７、８月） ※アライグマ・ヌートリア 特定外来生物防除実施計画に基づき、年間を通して捕獲檻の貸し出しによる捕獲を行う。 ※ツキノワグマ シカ・イノシシ用のわなで誤捕獲された場合は、京都府のツキノワグマ出没対応マニュアルにより、人家等から200m以内の場所であることを確認し捕殺対応を検討する。 捕殺する場合は、鳥獣保護管理法第３８条の銃猟の制限に注意する。 ※ハクビシン 捕獲檻の貸し出しにより、被害が確認された箇所の周辺を中心に捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
亀岡市全域	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、ニホンザル、ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	恒久柵、複合柵の整備推進 L=2,300m	恒久柵、複合柵の整備推進 L=2,300m	恒久柵、複合柵の整備推進 L=2,300m

(2) 防護柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	集落維持管理 防護柵の地際補強	集落維持管理 防護柵の地際補強	集落維持管理 防護柵の地際補強

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

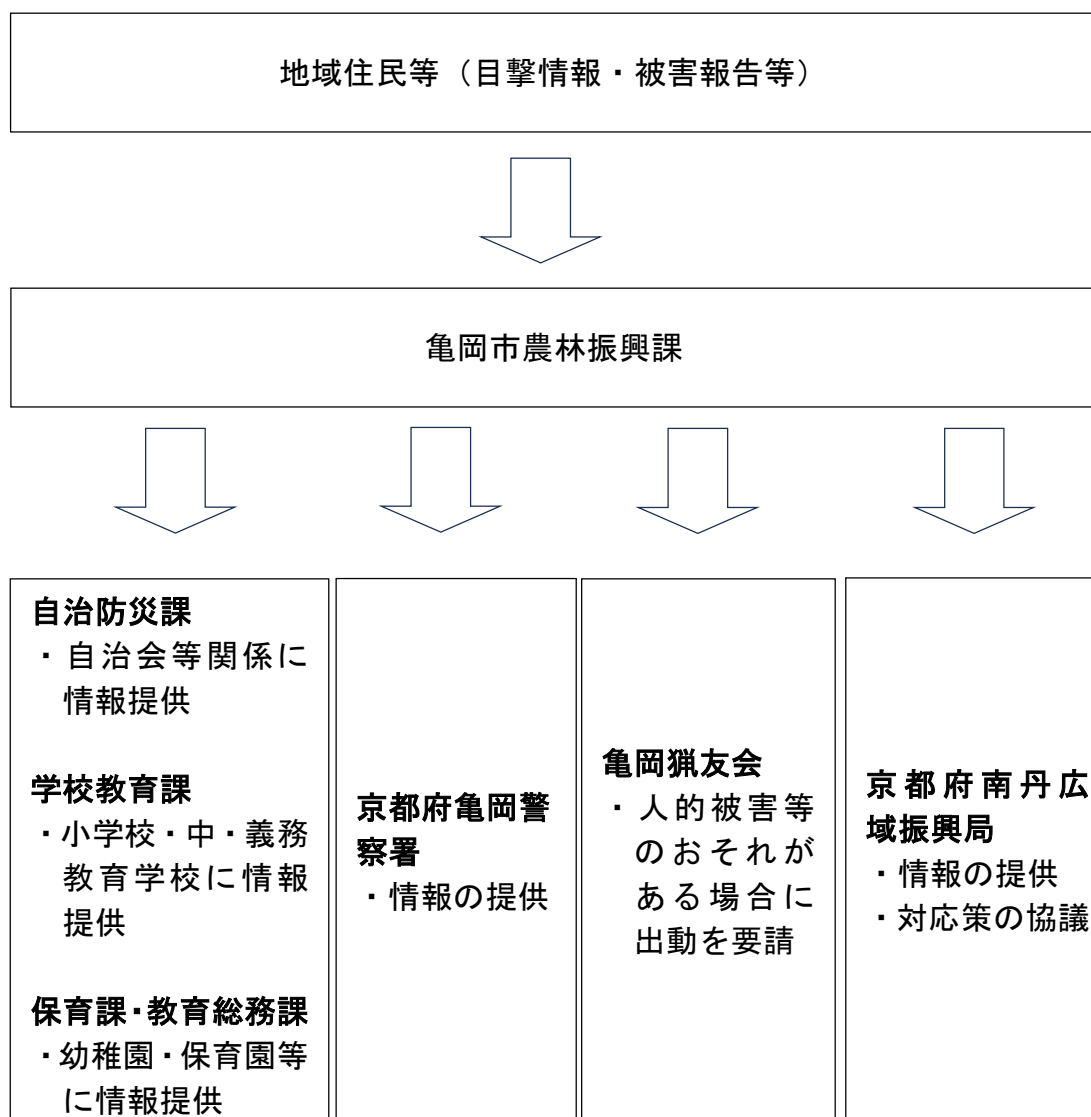
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ヌートリア ハクビシン	・有害鳥獣撃退機設置による追払い ・地域組織による動物駆逐用煙火を用いた追払い体制の構築 ・ICTを活用した広域的情報共有システムの実証 ・上記システムによる農家等への接近情報の提供
令和8年度～ 令和10年度	ツキノワグマ	・地域市民に対し、啓発、注意喚起を行う ・京都府、警察署、自治会、小・中・義務教育学校、幼稚園・保育所等へツキノワグマの出没報告を行う

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
亀岡市役所	現場確認・関係機関等への連絡・捕獲依頼等
亀岡猟友会	鳥獣の捕獲・処分等
亀岡警察署	関係機関等への連絡等・市民の安全確保
南丹広域振興局	現場確認・関係機関等への連絡・許認可関係等

(2) 緊急時の連絡体制（クマ出没時を想定）



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設・焼却処分を原則とするが資源として有効利用が図られる場合は適正な範囲内で利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	今後、ジビエ食肉加工施設の導入を計画しており、ジビエ食品利活用の推進及びペットフード、皮革、その他の利用について商品の開発研究等の検討を行う。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

狩猟者に対して、有効利用可能な捕獲個体を増やすための勉強会等を実施。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	亀岡市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
亀岡市役所	被害防止対策の策定
京都府南丹広域振興局	被害防止対策の策定
亀岡市農業委員会	農林作物被害状況の確認、対策
亀岡猟友会	有害鳥獣捕獲の担い手
亀岡市自治会連合会	農林作物及び生活環境等被害状況の確認、防除
京都府緑の指導員	学識経験者
亀岡市内営農組合	農林作物被害状況の確認、防除

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊について、現在は、亀岡市職員で構成。活動内容は、鳥獣の捕獲・追い払い活動、被害調査等を行い有害鳥獣による被害防止・軽減に努める。

また、アライグマ、ヌートリア対策については特定外来生物法に基づく捕獲機材の貸し出しにより捕獲の充実を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

アライグマ、ヌートリア対策については、地域の自治会、農家組合等の既存組織を基盤として捕獲を行い、捕獲及び生息の確認には地域市民全員が一丸となって当たれるようにする。

被害の激しい地域については、地域で捕獲チームを設置し、捕獲体制の充実を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会及び大丹波地域サル対策広域協議会に加盟（参加）しており、近畿2府1県内の各関係市町村との連携を図っている。